平成２９年（フ）第９１号
三重県伊勢市磯町1843番地７
破産者　伊勢エレクトロン株式会社
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
三重県伊勢市西豊浜町字明野5064番地１
破産者　有限会社伊勢シートメタル
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３４３号
滋賀県野洲市北野１丁目４―11―１Ｆ
破産者　株式会社ＩＮＧ
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２７号
香川県高松市木太町1132番地12
破産者　株式会社コロ家ワールドカンパニー
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０号
山口県宇部市居能町３丁目２番11―１号
破産者　株式会社善心
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２７９号
大分県別府市石垣東７丁目１番36号
破産者　株式会社浜田通商
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４７号
埼玉県戸田市大字新曽1178番地
破産者　株式会社山藤電機製作所
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
千葉県富津市下飯野1215番地６、開始決定時の住所千葉県君津市外箕輪４丁目９番７号
破産者　根本　伸子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５５１号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５丁目38番地１
破産者　共進住販株式会社
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７２７号
埼玉県日高市大字高萩536番地56
破産者　株式会社マックスロックジャパン
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７２８号
埼玉県日高市大字高萩536番地56
破産者　亡中村昭彦相続財産
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５２号
千葉県大網白里市南今泉1055番地
破産者　株式会社ミルキィウェイ
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７８６９号
東京都江東区亀戸６丁目21番８号
破産者　翼システム株式会社
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９７号
東京都東村山市久米川町５丁目８番地11ベルメゾンサーバＢ―101、破産手続開始決定時の住所東京都小平市上水南町１丁目11番３―103号
破産者　佐藤　　勇
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１０号
東京都国立市中３丁目３番地の45
破産者　滝澤　孝行
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２３号
東京都立川市幸町３丁目５番地の８アネックス立川202号
破産者　小松　正治
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２４号
横浜市緑区鴨居４丁目63番４号
破産者　有限会社宏和ファーストインワン
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１３号
横浜市中区翁町１丁目６番地４新翁ビル１階
破産者　特定非営利活動法人さなぎ達
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
神奈川県厚木市飯山3136番地４
破産者　有限会社ナガサキ鈑金工業
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０７３号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭４―25、商業登記簿上の本店所在地三重県四日市市天カ須賀２丁目３番２号
破産者　株式会社食彩アスミック
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６２号
愛知県春日井市西高山町２丁目12番地２
破産者　株式会社アイ企画
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部